

九州森林学会会則

第1条 本会は九州森林学会と称する。

第2条 本会は九州地方における森林・林業に関する科学および技術の進歩と普及を図り、併せて会員相互の交流と親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は会の目的に賛同する希望者で組織する。会員の種類は、正会員、学生会員、賛助会員とする。賛助会員とは、本会の趣旨に賛同し、寄付金 10,000 円以上を納めたものとする。

第4条 本会は、会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講演会、研究発表会、見学、視察旅行などの開催
- (2) 調査・研究成果の出版
- (3) その他、会の目的を達成するために必要な事業

第5条 本会には会長 1 名、副会長 1 名、庶務担当幹事 1 名、会計担当幹事 1 名、編集担当幹事 1 名、ウェブサイト担当幹事 1 名、幹事 30 名以内、監査 2 名の役員を置き、総会で定める。ただし、会長、副会長、庶務担当幹事、会計担当幹事、編集担当幹事、ウェブサイト担当幹事は会員より選出する。また、庶務担当幹事と会計担当幹事は会長が所属する機関から、編集担当幹事は編集・印刷業務を円滑に行いうる機関から選出する。役員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。ただし、会長および副会長の任期は引き続き 4 年を超えてはならない。

第6条 本会に顧問若干名を置くことができる。顧問は会長が委嘱する。

第7条 本会の事務局は会長の所属する機関内に置く。

第8条 ある程度まとまった会員数のある職域に分会を置く。分会ごとに事務担当者を置き、事務担当者は分会での会費徴収などの事務を担当する。

第9条 毎年 1 回総会を開催するものとする。ただし、必要な場合は臨時に開催することができる。

第10条 総会で次の事項を協議する。

- (1) 会務報告
- (2) その他重要な事項

第11条 毎年 1 回大会を開催し、研究発表会などを行う。大会を開催するにあたっては、大会運営委員会を組織する。

第12条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。ただし、平成 28 年度については、平成 28 (2016) 年 10 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第13条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入で支弁する。

第14条 会費年額は次の通りとする。ただし、賛助会員の会費は別に定める。

- (1) 正会員 4,000 円
- (2) 学生会員 2,000 円

第15条 大会運営委員会は大会参加者から参加費として 2,000 円を徴収するものとする。

第16条 本会則を変更する場合は総会で決議しなければならない。

附則

本会の設立年月日は前身団体である日本森林学会九州支部が解散した翌日である平成 23 年 11 月 1 日とする。

(平成 23 年 10 月 28 日 制定)

(平成 26 年 10 月 24 日 改正)

(平成 28 年 11 月 4 日 改正)

(平成 29 年 10 月 27 日 改正)

(令和元年 10 月 25 日 改正)